

# 富山県女性相談センター について

## 配偶者暴力相談支援センター



# 女性相談センター（婦人相談所）とは

## 富山県女性相談センター

S 3 2 年 1 1 月 「富山県婦人相談所」 設置

← 「売春防止法」（S 3 1 年制定）に基づき、売春を行うおそれのある女子の保護更生に関する業務を行うものとして、都道府県に設置義務のある「婦人相談所」

H 9 年 4 月 「富山県女性相談センター」と名称変更

H 1 4 年 4 月 配偶者暴力相談支援センターの機能が置かれる

← 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）  
（H 1 3 年制定）により、都道府県に設置義務 市町村は努力義務

富山県は2か所  
（全国311か所 R5.4.1現在）

\*「婦人相談所」 ～社会の変化に伴い、支援対象を拡大

心身を傷つけられ、人権を侵害されるなど、複雑で深刻化する現代の女性の  
様々な問題に対して、相談・保護・自立支援など専門的支援を行う

（R6.4「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行）

# 女性相談センターの支援の対象女性

- ① 売春経歴を有するもので、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者
- ② 売春経歴は有しないが、その者の生活歴、性向又は生活環境等から判断して現に売春を行うおそれがあると認められる者
- ③ 家庭関係の破綻、生活の困窮等正常な生活を営む上で困難な問題を有しており、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者
- ④ 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）からの暴力を受けた者（DV被害者）
- ⑤ 人身取引被害者
- ⑥ ストーカー被害者

# 女性相談センターの業務

- 相談業務： 女性相談員による面接・電話相談（DV等を含む女性相談全般）  
（月～金9:00～17:15 祝日年末年始を除く）  
医療相談（精神科医）、法律相談（弁護士）（各週1回）  
配偶者暴力に関する電話相談（毎日8:30～22:00）
- 一時保護業務： 売春防止法上の要保護女子、DV等の暴力やストーカー等から避難する被害女性や母子、生活困窮等で居所の無い女性等の安全確保（緊急時24時間対応）
- 啓発活動

# 配偶者暴力相談支援センターとしての業務

## 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(DV防止法) 第3条第3項に規定

- 被害者の相談に応ずる。相談機関などを紹介する。
- 医学的または心理学的、その他の指導を行う。
- 緊急時の安全確保、一時保護を行う。
- 情報の提供、助言、関係機関との連絡調整（連絡）、その他の援助
  - ・自立生活のための制度（就業、住宅、援護等）利用等について
  - ・保護命令の制度利用について
  - ・居住させ保護する施設（母子生活支援施設等）の利用について

# 配偶者暴力相談支援センターとしての業務

## \* 保護命令制度の利用に係る援助

- ・申立て書作成の助言
- ・裁判所の求めに応じた書面提出

## \* 被害者の自立生活促進のための制度利用に係る証明書の発行

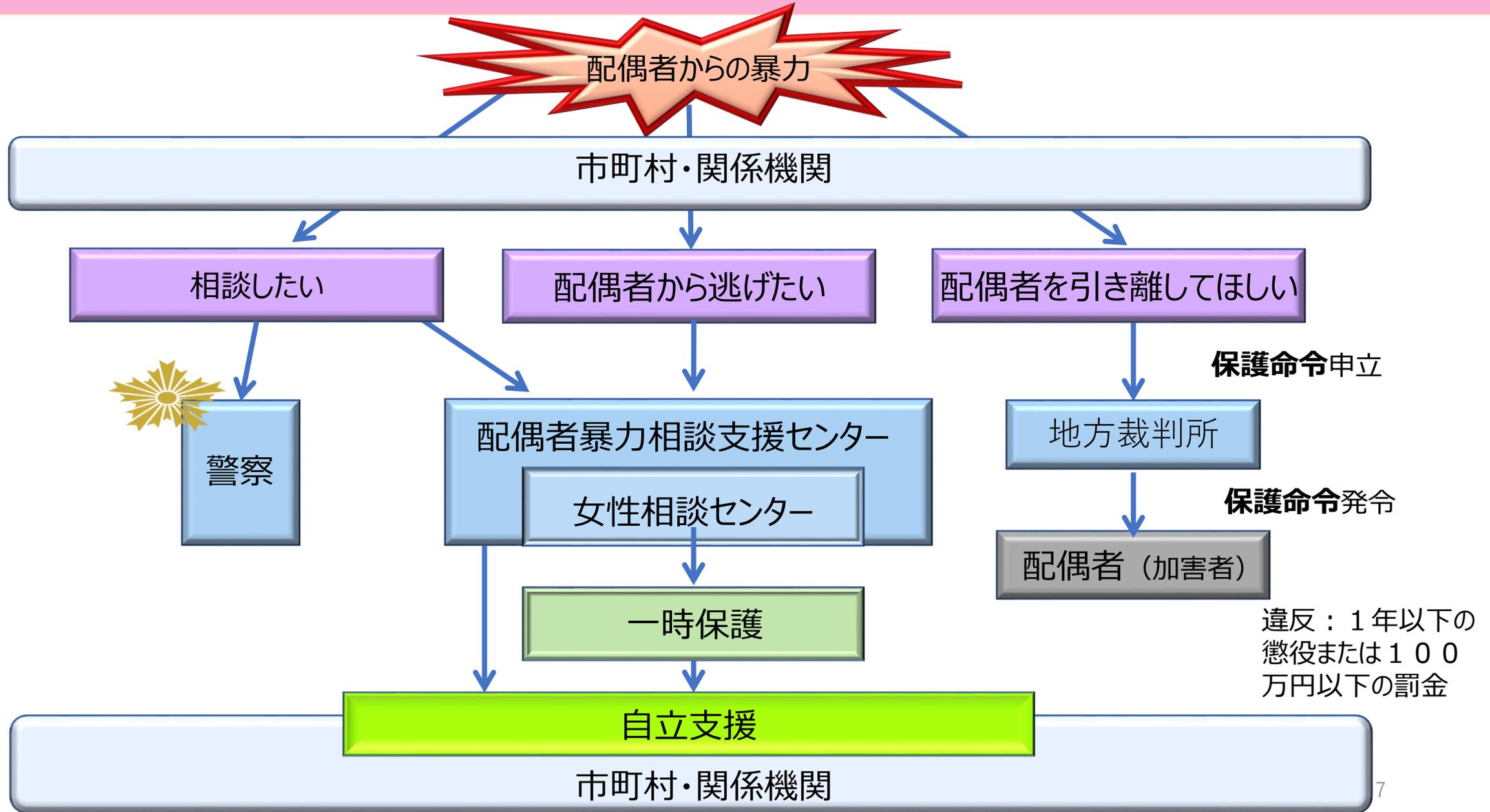
- ・「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」

※「婦人相談員（女性相談員）」が来所相談を受けたことを証明するもの。

暴力があった事実を証明するものではない。

- ・「一時保護証明書」
- ・住民基本台帳事務における支援措置に係る証明

# 法律の流れ



# 女性相談センターの相談支援

## ○相談受付

### \* 女性相談

来所相談 平日 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5  
(祝祭日・年末年始を除く)

電話相談 平日 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5  
(祝祭日・年末年始を除く)

### \* DV被害者相談

来所相談 平日 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5  
(祝祭日・年末年始を除く)

電話相談 **毎日 8 : 3 0 ~ 2 2 : 0 0**  
**( 3 6 5 日対応 )**

## ○相談担当者

### **女性相談員 (嘱託・非常勤) 4名**

**平日 9 : 0 0 ~ 1 7 : 1 5**

→ 法に基づき県が委嘱する「婦人相談員」

### **夜間・休日電話相談員 (嘱託・非常勤)**

**DV被害者等の電話相談に対応する**

※休日・夜間の電話については、  
相談を聴いた上で 継続的具体的支援の  
ため、平日日中の女性相談員による相談  
(電話・来所) につなぐようにしている。

# 一時保護



一時保護の対象となるのは

適当な寄宿先がなく、その者に被害が及ぶことを防ぐために  
緊急に保護することが必要であると認められるケースなど。

## 本人の同意要

※基本的には、加害者との関係を断つことを希望する者

## ※安全確保のため、一時保護所の場所は非公開

被害者（及びその協力者等にも）に避難を勧める際にも、  
避難先の名称や場所は伝えないよう、お願いしています。  
被害者本人や周囲の人から加害者に伝わる危険性があります。

# 一時保護中の支援

まず、安心安全な生活環境を提供＝緊急避難

D Vのない環境で今後の生活準備。 見通しを立て、方向性を定めていく。

## 女性相談員

担当となった女性相談員が被害女性と面談を重ね、状況の確認、意思や希望等の聴き取り、情報提供をする。他機関と連携・調整しながら、被害者の決定を具体的に実現するための支援を行う。

## 指導員・心理判定員・児童虐待防止対応コーディネーター・保育士・調理員・宿日直指導員 他

一時保護所での被害者の生活を支援。心身の健康回復を目指す。心理検査、心理面接生活指導、余暇活動の提供、情報提供などを行う。

被害者が各種相談、手続きなどを円滑に行えるように、同伴児童の対応も行う。同伴児童に対しても、虐待を受けた子どもとして、ケアしていく。児童相談所との連携にも努める。

職員全員で情報共有し、役割分担しながら支援を行っています。